

第2次エコキャンパス・グリーンキャンパス推進基本計画

=全体編=

1 基本計画（第1次）の計画期間中の取組及び評価

(1) 基本計画（第1次）策定の背景

東日本大震災後の省エネ・節電に対する社会的な強い要請等を受け、当法人は大都市の持続的な発展のために環境負荷の軽減に努めることを目的に、平成23年7月に法人の基本方針に当たる「公立大学法人 首都大学東京 環境保護方針」を策定した。

平成24年3月に、基本方針に掲げた理念を具体化するために、平成24～26年度を計画期間とする基本計画（第1次）を策定した。

その後、第2期中期計画の計画期間を勘案し、基本計画（第1次）の計画期間を2年間延長した。

(2) 基本計画（第1次）の取組状況等

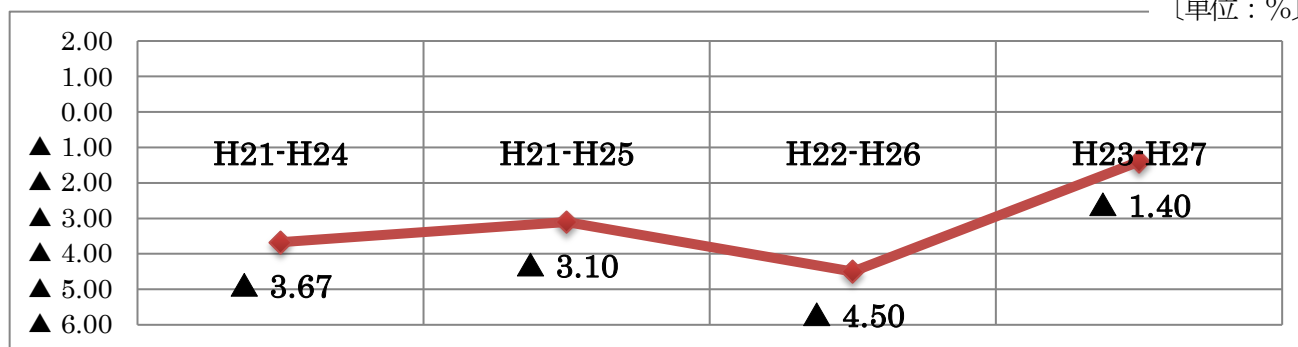
① 法令で掲げられる義務・目標の達成状況及び評価

〔省エネ法〕

法人全体で、平成24～27年度の4年連続で、5年間平均のエネルギー消費原単位の年1%以上低減を達成

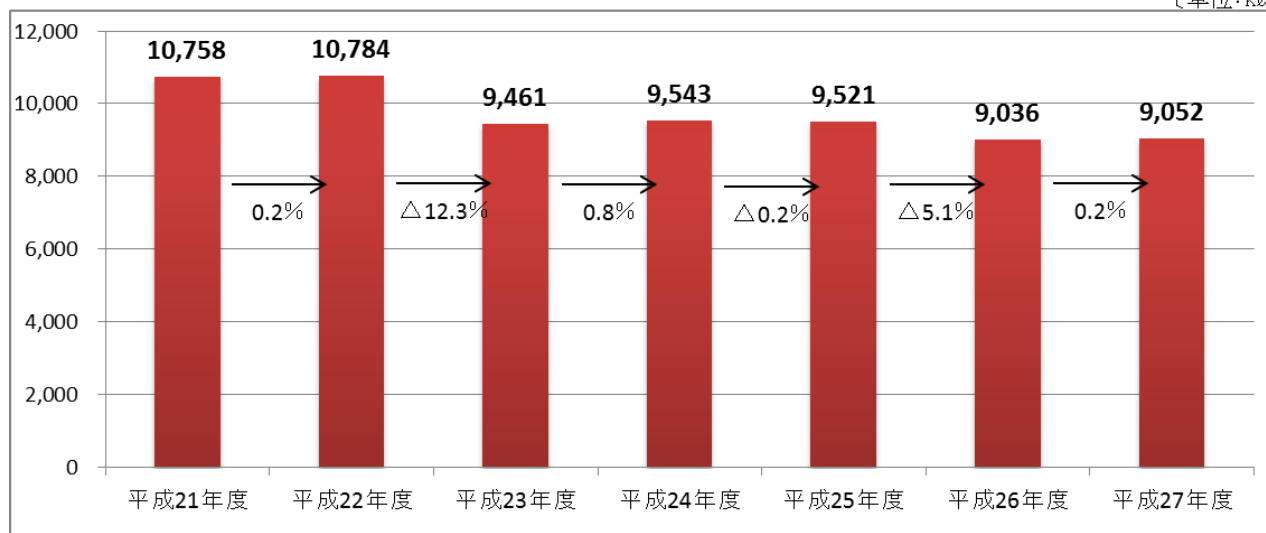
⇒平成27年度実績では、法人全体で5年平均1.4%低減

〔単位：%〕



参考：エネルギー消費量の実績値の推移（法人全体）

〔単位:kℓ〕



※省エネ法に基づく原油換算方法(簡易計算シート)による概算値

省エネ性能の高い設備・機器への更新が一定程度進捗し、エネルギー消費量が下げ止まり傾向となっている。

教育研究環境の充実のための新棟建設や施設の有効活用の推進などによる、エネルギー消費量の増加要因もある。

エネルギー消費量の増減は、気温の高低に大きな影響を受ける側面もあるため、毎年度、継続して低減し続けることは困難な状況となりつつある。

〔東京都環境確保条例〕

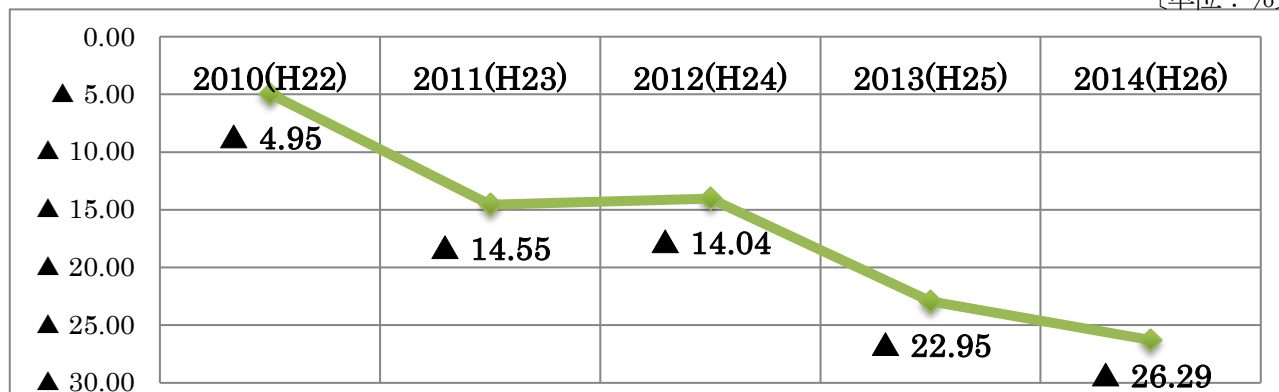
南大沢キャンパスで、平成22～26年度の第1計画期間は5年平均16.85%削減（基準排出量対比）

⇒第1計画期間の8%の削減義務を上回った

平成27年度は単年度ではあるが26.8%削減

⇒第2計画期間の削減義務である17%を上回っている

〔単位：％〕



省エネ性能の高い設備・機器への更新が一定程度進捗し、エネルギー消費量が下げ止まり傾向ではあるが、基準年度の排出量との対比による削減義務であるため、継続的達成は可能。

② ハード的対応（施設整備）

老朽化した空調機器のインバータ化や照明のLED化などの設備更新を計画的かつ積極的に行なった。

平成25年度までに、省エネ性能の高い設備・機器への更新が一定の進捗をみた。

		H24	H25	H26	H27	H28
南大沢CP	空調					
	照明					
日野CP	空調					
	照明					
荒川CP	空調					
	照明					
品川CP	空調					
高専荒川CP	空調					

※都施設整備費を財源に実施した大規模案件のみ記載

③ ソフト的対応

国からの節電要請に対する協力（ピークカットの実施）
空調設備の運転方法の見直し
照明設備のタイマー設定
ポスター・電子メール・掲示板による省エネ・節電の啓発活動の実施

④ グリーンキャンパスに係る取組

南大沢キャンパスにおいて、地域のボランティア団体や学生ボランティアなどと連携・協力し、竹林の伐採などの緑地保全に係る事業を推進するとともに、社会貢献を積極的に進めた。

(3) 基本計画（第1次）の取組の評価

法令上の義務・目標は着実に達成することができたが、省エネ性能の高い設備・機器への更新が一定程度進捗したため、エネルギー消費量は下げ止まり傾向となっている。（エネルギー消費量の増減は、気温の高低による影響によるところが大きいと推測される。）

また、教育研究環境の充実のための新棟建設や施設貸出の推進などによる、エネルギー消費量の増加要因もある。

このような状況の中、今一度、原点に立ち戻り、法人のエネルギー消費の実態を把握・分析したうえで、各キャンパスの事業運営に適した省エネ・節電対策を検討・実施する必要がある。

2 エコキャンパス・グリーンキャンパス推進に係る第2次基本計画の基本方針

当法人の基本方針である「環境保護方針」を具体的実現するために、下記の基本的な考え方に則り、各キャンパスの事業運営を勘案し、第2次基本計画を策定するものとする。

(1) 基本的な考え方

良好な教育・研究環境の提供とバランスのとれた省エネ・節電等の推進

良好な教育・研究環境を提供できるよう最大限の配慮することを前提にしながらも、当法人の公共性から、法令で掲げられた義務・目標を達成することを目指し、省エネ・節電、省資源化などを、引き続き、推進していく。

原点に立ち戻ったエネルギー消費状況の把握・分析、取組の推進

エネルギー消費量の下げ止まりの現状、教育研究環境の充実のための新棟建設などによる増要因を勘案し、今一度、原点に立ち戻り、エネルギー消費の状況を把握し、各キャンパスの事業運営に適した省エネ・節電などの取組を推進していく。

施設の利用者である関係者への省エネ・節電の一層の浸透

エネルギー消費量の低減を設備・機器の更新に依存できない状況であるため、各施設の利用者である学生をはじめとする関係者に、省エネ・節電をより一層浸透させる。

（「我慢する省エネ・節電」から「参加する省エネ・節電（わかる化）」への意識改革）

多角的な社会貢献の推進

本法人のエコキャンパス・グリーンキャンパスに係る取組を進めるために、外部の関係者と積極的に連携・協力をするとともに、その成果を発信するなどし、社会貢献を進める。

(2) 計画期間

平成29年度から平成31年度の3年間

※東京都環境確保条例における第2計画期間の終期までを計画期間とする

(3) 法令の義務・目標に対応するための数値目標

ア 法令で掲げられている目標

(ア) 省エネ法の努力目標（法人全体が一括で対象）

5年間平均のエネルギー消費原単位の年1%以上低減

(イ) 東京都環境確保条例の削減義務（南大沢キャンパスのみ対象）

温室効果ガスの排出量を第二計画期間の5年平均で17%以上削減（基準排出量対比）



イ 法人内での低減・削減目標

各キャンパスとも、毎年度、5年間平均のエネルギー消費原単位の年1%以上低減することを目指す。

加えて、南大沢キャンパスについては、温室効果ガスの排出量（都条例による）を毎年度、基準排出量比17%以上削減することを目指す。

3 基本計画の推進体制

(1) 体制

【法人全体】

「エコキャンパス・グリーンキャンパス推進委員会」を設置（事務局：総務部施設課）

省エネ法で選任を義務付けられているエネルギー管理統括者：事務局長

エネルギー管理者を補佐するエネルギー管理企画推進者：総務部長

【各キャンパス】

「各キャンパス部会」を設置（事務局：各キャンパス管理課又は学長室）

【南大沢キャンパス】

東京都環境確保条例で選任を義務付けられている統括管理者：首都大学東京管理部長

技術管理者：建物管理業務の受託者

(2) 環境マネジメント

エコキャンパス・グリーンキャンパスの推進するにあたっては、推進委員会を中心に、PDCAサイクルを実施する。

推進委員会においては、その開催の度に、各部会から各キャンパスにおける実施計画（毎年度作成）や実施状況などの報告を受け、取組（達成）の状況を把握し、各種取組の推進を図るとともに、必要に応じて、経営審議会などに報告を行う。

各キャンパスでは、部会を定期的開催し、PDCAサイクルを実施する。

(1) 省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）

5年間平均のエネルギー消費原単位の年1%以上低減が努力目標（法人全体が一括で対象）

<法改正の変遷>

[平成20年改正]

地球温暖化防止に関する取組の観点から、エネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に鑑み、一層のエネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用を確保するために改正された。この際に、5年間平均のエネルギー消費原単位の年1%以上低減の努力目標が規定された。

[平成22年改正]

エネルギー管理の工場単位から事業者単位への変更が行われた。

[平成25年改正]

電気需要の平準化の推進による需要側対策に関する項目が規程された。

(2) 東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）

温室効果ガスの基準排出量に対する削減義務率17%（南大沢キャンパスのみ対象）

<条例改正の変遷>

[平成22年改]

日本で初めての温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）を導入し、運用を開始した。

平成22～26年度を第1計画期間と位置づけ、大規模事業者においては、温室効果ガスの基準排出量を5年平均で8%の削減義務率を設定した。

[平成25年改正]

平成27～31年度の第2計画期間における温室効果ガスの基準排出量に対する削減義務率を5年平均で17%と設定した。

(3) 第三期中期目標等

省エネ法、東京都環境確保条例の規程を勘案し、東京都が設定した中期目標及び法人が策定した中期計画において、次のとおり記載されている。

【第三期中期目標】

Ⅶ その他業務運営に関する重要目標

3 法令順守等に関する目標

（環境への配慮）

- ① 人の社会的責任や東京都の施策、関係法令等を踏まえ、法人全般において環境配慮に努める。

【第三期中期計画】

Ⅶ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

◇温室効果ガスの着実な削減

- ① データの把握及び分析を通じて、継続的かつ組織的にエネルギー消費量を削減し、環境への配慮に努める。

首都大学東京南大沢キャンパスにおいては、特定温室効果ガスを基準排出量に対し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく第二計画期間の5年平均で17%以上削減する。

